

随意契約（相手方指定）調書

件名	賃貸借契約（荒川区子ども家庭総合センター公用車）	No.5200203
工（納）期	令和 9 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日	
契約金額	5 5 8, 3 6 0 円（消費税込み）	

契約相手方	トヨタモビリティサービス株式会社 (法人番号：9010001024708)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	長期継続契約

業者選定理由書

件 名	賃貸借契約（荒川区子ども家庭総合センター公用車）
指名業者 （案）	名 称 トヨタモビリティサービス株式会社 所在地 東京都中央区日本橋浜町二丁目１２番４号 代表者 代表取締役社長 村上 秀一
特命理由	本件は、令和７年３月３１日にリース期間満了を迎える公用車について、車両状態が良好なため再リース契約を締結するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、リース期間満了後の再リース契約であるため、現行の賃貸借契約の相手方である上記業者以外は、契約締結が不可能である。 ② 上記業者は、現行の賃貸借契約において、自動車の保守等についても適切に行っており、履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの） ○本件は、荒川区長期継続契約とする契約を定める条例及び条例施行規則の規程の該当するため、２年間の長期継続契約を締結する。